

令和4年度裾野市農業委員会6月総会 議事録

1. 開催日時 令和4年6月10日(火) 午後1時30分から午後2時10分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
2	志村 重利	8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 健一	9	大庭 清宏	西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博	須山	中村 偉文
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
		12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

6	杉山 邦利						
---	-------	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 中村健児 書記 前田一宏 書記 手代木美佳

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

1	杉山 守正	4	勝又 和一
---	-------	---	-------

第3 議事

(1) 報第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について

(2) 議第6号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について

(3) 議第7号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について

(4) 議第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和4年度裾野市農業委員会6月総会を開会します。
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、1番 杉山守正委員、4番 勝又和一委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の手代木美佳氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1～3事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1～3

(議案朗読により説明)

議長 　ただ今の報第4号 番号1～3について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。
次に、議第6号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第6号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

（議案朗読・投影写真により説明）

議長 　続きまして、地区担当委員 推進委員 杉本義明委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、富岡中学校グラウンド東側へ隣接します。

申請地は調整区域内の農地です。面積は2筆合計で95㎡で、地目は登記簿が田、現況は畑です。

申請地は、公図上の道路敷（赤道）と水路敷（青道）として市が所有しておりました。しかし、数十年前から受人は北側農地と一体で所有しており、北側農地は平成29年から農地利用集積田滑化事業を、現在は農地中間管理事業を通して賃借をしております。

現地は道水路としての実体がなく、今後も受人が畑として一体利用することから、官地の払い下げ手続きを行い、農地として取得するものです。

受人は、53年ほどの農業経験があり、経験や技術について問題はありません。

必要な農機具も所有しており、申請地取得後は北側農地と一体で露地野菜を栽培する計画であるため、営農に問題は無いと思われます。

申請地取得後の経営農地は、3,207㎡で、下限面積を満たしています。通作にかかる時間は、徒歩で8分程度です。

他の農地についても、概ね適切に維持管理されています。また、従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、露地野菜を栽培する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議長 　ただ今の議第6号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議長 　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第6号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 　それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第7号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第7号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

（議案朗読・投影写真により説明）

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 宮崎慎一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、深良グラウンドから東へ約50メートルに位置します。

申請地は、田として過去は水稻などを作付け、また中間管理を通じ貸借をしておりましたが、現在は保全管理をしている状態です。

借人は、県内各所で障がい者の就労支援や生活介護等を行う施設を運営する法人で、現在市内深良にて運営中の施設とも連携を取りやすい位置に新たな施設建設候補地を模索していました。

貸人は、借人からの相談があり、残地となる農地について耕作等には支障がないことから、当申請地を貸し出すことで話がまとまり今回の申請に至りました。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。

県福祉関係部局への確認や都市計画法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の東側は宅地、西側は水路、南側は農地、北側は市道に面しています。

敷地内は、建物部分は碎石敷、駐車場部はアスファルト舗装され、雨水は敷地内に設置される集水側溝に集めてから道路側溝へ放流されます。また、取水は市の上水道を、汚水雑排水は合併式浄化槽により処理し側溝へ放流されます。

隣接地との境界には見切りが設置されるため、雨水等が敷地外に流出しないよう対策されています。

以上のことから、周辺農地への悪影響は特にないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ただ今の議第7号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

市野哲也委員

近隣福祉施設と関連はあるのか。

事務局

運営は別会社だが、施設同士で連携を図ることを予定している。

杉本義明委員

会社の代表者名は？

事務局

議案書のとおり。

勝又俊博委員

深良町震にある福祉施設とは関連があるのか。

事務局

おそらくない。

杉山守正委員

近隣に深良グラウンドがあるが、ナイター設備はあるのか。

事務局

ナイター設備はない。

議 長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第7号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第7号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第7号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 推進委員 中村偉文委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、裾野消防署須山分遣所の約750メートル南西に位置します。現況は休耕地となっています。

申請地は、山林に囲まれた畑となっておりますが、現在は休耕の状態です。

借人は、中学硬式野球を通じ、心身の練磨と規律を重んずる明朗なスポーツマンとしての基礎養成、親睦を図ることを目的とした団体です。現在は葛山に本拠地を設け活動しておりますが、手狭な状況にあることから新たな野球専用のグラウンドの建設を計画し、計画面積に見合う用地を探していました。

貸人は、須山や下和田ほか市内に複数の農地を所有しています。今回の申請農地は、かつては芝畑として利用しており、近年は手をかけることがなかなかできない状態でしたが、借人から他者所有の山林・原野と一体利用での相談を受け話がまとまり、今回の申請に至りました。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

計画では、約1.6、600㎡の所要面積のうち、約71パーセントが申請農地となります。

グラウンドのほか、駐車場約20台分が整備されますが、調整池を設置し安全に配慮されるほか、周辺樹木の保存も計画されています。

地元説明会も開催されており、既に裾野市土地利用対策委員会の承認を得て、他法令等による許可を受けるための手続きも進められています。

また資金計画も適正と考えられるため、一般基準を満たしていると考えます。

申請地の北側は道路、東・西・南は山林に囲まれています。

給水計画は無く、雨水は、調整池を経由し用沢川へ放流する計画となっています。また、し尿処理については簡易トイレを1基設置、ごみ処分等は持ち帰りを徹底することとなっています。

観戦スタンド等は設置せず、通常練習及び練習試合が主な用途で、送迎等はマイクロバス及び乗り合わせ徹底し施設管理については事務局を設置し運営管理されることとなっています。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ただ今の議第7号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第7号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について

て 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号1

（議案朗読・投影写真により説明）

議長 続きまして、地区担当委員 3番 庄司健一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は、マックスバリュ裾野茶畑店から100メートル南側に位置します。

利用権設定地は白地農地です。地目は、公簿、現況共に畑です。

面積は508㎡の内200㎡です。

貸人は、平成31年に相続し、農地を取得しています。

借人は、さつまいもの作付けを所有地で検討しておりましたが、所有地は鳥獣被害が多く、さつまいもの作付けには適していないと考え、鳥獣被害の少ない農地を探しておりました。知り合いの当地区の元農業委員に相談したところ、貸人を紹介していただき、話がまとまり、計画の申請に至ったものです。

借人は、主に露地野菜の生産を行っております。経営農地は約10,000㎡で、概ね効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。

貸付期間は、5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、露地野菜・さつまいもを作付ける予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議長 ただ今の議第8号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第8号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号2

（議案朗読・投影写真により説明）

議長 続きまして、地区担当委員 推進委員 勝又俊博委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は、原区集会所から南へ約60メートルに位置します。

利用権設定地は1筆で、青地農地です。地目は、公簿、現況共に畑です。

面積は、2,564㎡です。

貸人の高橋さんは、高齢のため耕作管理に支障をきたしたことから、現在の借人で

ある大塚さんに、平成17年から利用権を設定していました。

今回、6月に満期を迎えるため、引き続き貸し付けることで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借人は、認定農業者で、現在、水耕栽培によりサラダほうれん草等を栽培しています。

経営農地は約2,564㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。

貸付期間は、5年間で、賃貸借によるものです。

耕作管理計画によると、引き続きビニールハウスで水耕栽培をする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第8号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第8号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号3、4は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第8号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について 番号3、4

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 飯塚邦彦委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は2箇所あり、番号3はMAアルミニウム株式会社から東へ約170メートル、番号4はいずみ郵便局から東へ約100メートルに位置します。

利用権設定地は、2箇所合計6筆あり、全て青地の農地です。

面積は、6筆合計で3,285㎡です。

番号3貸人は令和3年に相続、番号4貸人は平成24年に相続により、それぞれ農地を取得し、水稻の作付け、保全管理をしている状態です。

借人は、三島市内のほ場約18,000㎡で、露地野菜等を栽培しています。甥と2人で営農をしており、自宅周辺で農地を探していたところ、2人の貸人との間で、農地中間管理事業を活用し利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

農地は効率的に管理されており、経験・技術にも問題はありません。

貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、露地野菜を作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第8号 番号3、4について、質疑等がありましたらお願いします。

- 市野哲也委員 この件とは関連がないが、農地中間管理事業を活用して農地を賃借した場合、契約期間内に貸人、借人どちらか一方が解約の申し入れをしたとき、途中解約は可能か。
- 事務局 双方が解約を合意した場合は、途中解約することは可能。
- 市野哲也委員 双方が合意しなければ途中解約することはできないということか。
- 事務局 もともと設定した契約期間で双方が合意して手続きをしているため、一方的に途中解約を進めることはできない。
- 議 長 作物の収穫時期に合わせて解約してほしいという要望もある。
- 議 長 ほかに質疑等がありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第8号 番号3、4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議 長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
これをもって令和4年度裾野市農業委員会6月総会を閉会します。

令和4年6月10日（会議録署名人）

1 番署名人

杉山 守正

4 番署名人

勝又 和一